

第 19-02 号

令和 2 年 11 月 11 日

主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区東高津町12番10号
法人名	社会福祉法人みおつくし福祉会
代表者氏名	久保 直也 様

大阪市長 松井 一郎



寄附金税額控除に係る指定の有効期間の更新申請に対する通知書

令和 2 年 9 月 16 日付け寄附金税額控除に係る指定の有効期間の更新申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

- ① 大阪市市税条例第 29 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり指定しました。

自 令和 3 年 1 月 1 日

指定の有効期間

至 令和 8 年 12 月 31 日

〔同条第 8 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日
までに支出された寄附金が税額控除の対象となります。〕

- 2 次の理由により、申請を却下します。

(理由)

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大阪市を被告として（大阪市長が大阪市の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないことがあります、①審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。